



使用済小型家電の拠点回収とリサイクルの開始について

亀山市は、平成26年12月1日から、使用済小型家電の拠点回収とリサイクルを開始します。

平成25年4月に、使用済小型家電に含まれる金、銀、銅、レアメタルなどを回収し、資源物の有効利用を図ることを目的として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されましたが、この度、小型家電の回収体制整備のため環境省が行っている実証事業の採択を受け、回収を開始するものです。実証事業の期間は、平成26年12月1日から平成27年2月28日までですが、終了後も引き続き回収を行います。

回収する対象品は、ご家庭で使用する電気や電池で動く小型家電が回収対象となりますが、例えば、携帯電話、デジタルカメラ、ファクシミリ、ビデオレコーダー、パソコンなどが対象となります。

回収の方法は、回収ボックスを、市役所本庁舎、関支所、市立図書館、総合保健福祉センター「あいあい」、総合環境センターの5カ所に設置しますので、各施設の開庁・開館時間に投入していただきます。なお、回収ボックスの投入口に入らないものは、総合環境センターに直接持ち込んでいただければ小型家電として回収し、リサイクルします。

回収した小型家電は、環境省が認定した事業者へ引き渡し、適切にリサイクルされます。

市民の皆さまには、希少金属を有効に活用するため、ぜひともご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。